

事業者・労働者の協力で安全衛生の確保を

安全衛生の責任は誰にあるのでしょうか。

責任の所在がはっきりしなければ、任務の遂行も責任が持てないこととなります。まずだれに責任があるかはっきりさせる必要があります。

安全衛生の責任は事業者にあるのでしょうか。それとも労働者にあるのでしょうか。また、安全衛生のスタッフ部門でしょうか。あるいは日常業務を行うライン部門でしょうか。その答えのヒントは、労働安全衛生法の各条文にあります。



労働安全衛生法は第1条から第123条までの条文からなっていますが、その大部分は事業者に対する規制内容となっており、主語が「事業者は・・・」となっていることから事業者に対する責任があることは明らかです。特に第3条は事業者等の責務として、法の最低基準を守るだけでなく、労働者の健康と安全を確保するようにしなければならないと大枠を定めています。事業者とはその事業所のトップの人であり、その事業所の事業を統括する立場の人で社長・支店長・工場長などがあります。

では安全衛生の確保はすべて事業者の責任なのでしょうか。

そうではありません。第4条には、労働者が主語となって労働災害を防止するための必要な事項を守ることや、事業者等が実施する災害防止に関する措置に協力するようしなければならないと決められています。

たとえば、労働安全衛生規則第194条の22第2項では、労働者は事業者が定めたときは安全帯を使用しなければならないと定められています。すなわち、安全衛生の確保は事業者とともに労働者の責任でもあるわけです。

事業場等の組織では事業者、労働者ともに力を合わせて安全衛生の確保に努める責任がある

こととなります。

スタッフとラインの職務分担

では誰が安全衛生の推進をするのでしょうか。

事業者が何から何まですべての安全衛生事項を推進するのでしょうか。社長自ら推進しているケースもありますが、多くは、技術的事項はスタッフである安全管理者、衛生管理者あるいは安全衛生推進者等に委任しています。責任と権限を委譲しているわけです。事業者によって安全衛生管理を担当する安全衛生スタッフの役割の重要性がクローズアップされます。責任ある権限を持ってスタッフは業務を遂行することになります。

しかしながら安全衛生の業務と責任はすべてスタッフ部門が担うことになるのでしょうか。スタッフとラインの職務分担を明確にしておく必要があります。下記は安全衛生健康管理のスタッフと一般ラインの職務の分担の一例であります。

表 スタッフとラインの職務分担の例

安全衛生スタッフ

- コンプライアンス
- 基準の作成
- 仕組みとシステムの構築
- 教育
- モニター

(監査・レビュー・検査・点検・健診未受信者のフォロー等)

- 安全衛生プログラムの開発・推進
- 安全衛生プログラムの実施
(ヒヤリ・ハット、危険予知訓練、リスクアセスメント、安全衛生マネジメントシステム等)

ライン

- コンプライアンス
- 基準に従って実施
- 仕組みに則り実施
- 受講・訓練
- 自主点検

「安全衛生はラインの責任」といわれて久しいですが、日常の安全衛生はまだスタッフ部門専門の仕事と思っているライン管理者がいます。上記の分類に従って分析した場合、過去の監査の結果の例によれば8割はラインの責任範囲の不適合で、残りの2割はスタッフ部門の責任分野の不適合でありました。

安全衛生スタッフの主業務は、基準の作成、管理の仕組みの確立、その教育、基準と仕組みが実践されているかモニターすることです。一方ラインの職務は、日常の業務の中に安全衛生を組み込んで行うことであり、何も特別のこと、余分なことをやるわけではありません。業務の一部として行うことが大事であります。

このようにそれぞれ対比して安全衛生健康管理のスタッフの役割と責任を明確にしていくことにより、自分の立場では何をしなければいけないのかが明確になります。小規模の事業所ではラインとスタッフの機能を兼任しているところもあるでしょうが、その業務はどちらの立場で行うことなのか認識しておく必要があります。

安全衛生管理の進め方

労働安全衛生管理の推進に当たっては、

- ①企業と社会を取り巻く各種の課題を認識し、安全衛生健康管理のスタッフとしてプロフェッショナルの能力向上を図る
 - ②職務と役割をしっかりと理解して安全衛生管理体制を確立する
 - ③スタッフとラインの役割分担を明確にしておく
- ことが安全衛生管理を進める基本となります。

法令遵守だけでは安全衛生の確保あるいは、安全衛生配慮義務の履行が困難となっているため、自主活動の推進により法律は最低限の基準と位置づけ、自主基準の設定でより安全化、快適化を目指すことがこれからのプロが目指すことになると見られます。

(以上)

(一般社団法人)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部